

PPP/PFI 優先的検討規程策定状況の公表

内閣府は、総務省とともに人口20万人以上の地方公共団体(181団体)に対して、平成28年度末までにPPP/PFI優先的検討規程を策定するよう要請していたところです。今般、当該規程の策定状況等について取りまとめましたので、公表します。

(1) 人口20万人以上の地方公共団体における優先的検討規程策定状況等について

① 122団体で策定済みであり、今後58団体において策定予定。

	団体数	H28年度末時点の 策定済団体 (割合)	H29年度以降に 策定予定の団体	策定しない団体
都道府県	47	34 (72.3%)	13	0
政令市	20	18 (90.0%)	2	0
その他の市・区	114	70 (61.4%)	43	1
合計	181	122 (67.4%)	58	1

※策定済の団体には同様の取組を行っている団体も含まれる。

② 規程を策定した122団体中101団体(83%)団体が「PPP/PFIへの理解が高まった」、「事業実施にあたってのコスト意識の醸成が図れた」といったメリットを認識。

(2) 人口20万人未満の地方公共団体における優先的検討規程策定状況等について

○ 24団体で策定済みであり、今後182団体において策定予定。(全1607団体)

(3) 今後の対応方針について

- ① 全ての人口20万人以上の地方公共団体において、速やかに優先的検討規程の策定が完了するよう、内閣府担当者が未策定団体を訪問するとともに、策定に係る説明会を開催する予定。
- ② 優先的検討規程の運用状況等についてフォローアップを実施した上で、「見える化」を行うとともに的確な運用に向けた取組を行う予定。

【お問合せ先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室 菅、今井、杉本
TEL : 03-6257-1654 FAX : 03-3581-9682